

東京都水道局資金運用管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京都水道局長（以下「局長」という。）の管理する資金について、金融分野の専門家等の経験と識見を活用し、金融情勢に応じた的確な判断、対応を行うため、「東京都水道局資金運用管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下の事項を検討し、意見を述べるとともに助言を行う。

- (1) 資金運用の基本的方針について
- (2) 金融機関の選択について
- (3) 金融商品の選択について
- (4) 破綻懸念のある金融機関への対応について
- (5) その他資金管理に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、外部の専門家4名以内で構成し、委員は、水道局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員会には、会長及び会長代理を置く。
- 4 会長は、委員の互選により選任し、会長代理は、委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 6 会長代理は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は会長が招集する。

- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、個別の金融機関の信用情報及び取引状況に関する情報が含まれる部分については非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経理部出納課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月10日から施行する。

附 則（平成23年9月16日付23水総総第672号）

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則（平成28年9月28日付28水経出第194号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成３１年２月８日付３０水経出第３０６号）
この要綱は、平成３１年２月８日から施行する。

附 則（令和４年９月２１日付４水経出第１８４号）
この要綱は、令和４年９月２１日から施行する。